

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免の延長について

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対し、申請することにより減免が受けられる制度

2. 減免対象者

- (1) 主たる生計維持者が死亡又は重い傷病を負った世帯 ⇒ 全額免除
 (2) 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯 ⇒ 一部減額

3. 保険税が一部減額される要件

主たる生計維持者が、①事業収入、給与収入、不動産収入のいずれかが前年の収入に比べて30%以上減少、②前年の合計所得金額が1,000万円以下、③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下、の全ての要件を満たした方が減免の対象

4. 減免割合

主たる生計維持者の合計所得金額	減免割合
300万円以下の場合	100%
400万円以下の場合	80%
550万円以下の場合	60%
750万円以下の場合	40%
1,000万円以下の場合	20%

※保険税の減免額は、減免対象保険税額（保険税額×主たる生計維持者の前年の所得金額/被保険者全員の前年の合計所得金額）に減免割合をかけた金額となります

5. 対象となる保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期が到来する保険税 ⇒
 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期が到来する保険税に延長

○町負担額（景気等影響を加味しない）

	国	県	財政支援合計	町
令和2年度	100% (特別調整交付金 40%) (災害時等臨時特例補助金 60%)	0%	100%	0%
令和3年度 (予定)	20% (特別調整交付金)	30% (特別交付金)	50%	50%

令和元・2年度減免額（実績） 7,409,000円（全額国負担）

令和3年度減免額（見込） 約3,700,000円（町負担）